

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		2020年 7月 7日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） カルビー株式会社 代表 取締役社長 伊藤 秀二 電話 03 - 5220 - 6222					
主たる業種	食品製造業 その他のパン・菓子製造業				細分類番号	0 9 7 9	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成 29年 4月から平成 32年 3月まで						
基本方針	生産設備の省エネルギー化の改善を行うことで、原単位で年1%の温室効果ガスの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	カルビーグループ環境マネジメントシステム及び工場長を長とする京都工場省エネルギー委員会						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,688.8 トン	8,559.2 トン	10,873.2 トン	11,890.1 トン	20.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,436.7 トン	8,559.2 トン	10,873.2 トン	11,890.1 トン	0.0 パーセント	
実績に対する自己評価		新ラインの生産稼働が増えたため、温室効果ガスの排出量も増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/1000)	2.00	1.94	1.09	0.77	-36.67 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		エネルギー効率の良い新ラインが稼働が増加したため、原単位の改善につながった					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	空調機更新5台、高圧ボイラー1台、照明のLED化を実施					
	(30) 年度	芋倉庫空調2台更新 照明LED化 クッカー設備のバルブ調整による蒸気使用量の削減					
	(31) 年度	芋倉庫空調2台更新、照明LED更新、コンプレッサ流量削減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	山奥で利便性のある公共交通手段がなく措置は困難であるが、駐車場におけるアイドリングストップを徹底する					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	従業員は確実にアイドリングストップを実施しており、徹底している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①省エネ委員会による啓蒙活動 ②廃棄物量の把握・削減活動 ③エネルギー管理士受験の勧め ④ライトダウンキャンペーンはなくなったが、同様の夏場外灯の消灯実施						
特記事項	2018年8月に新ラインが稼働したため、事業活動に伴う排出量の増加し、2019年は昨年より生産稼働が増えたことにより温室効果ガスの排出量が増加した。 ただ、エネルギー効率の良い生産ラインなので、原単位自体は大幅に減少した						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。